改正後

（認定の申請）

第二条　［略］

2　法第三条第三項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　令別表第一の備考十五又は備考十六の適用を受けようとする場合は、第十九条又は第二十一条に規定する書類

（認定の基準）

第三条　法第五条第一項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。

一　法第三条第三項第四号に掲げる事項が、イからルまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからルまでに定める事項を満たしていること。

イ　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｑ一七〇六五及びＱ一七〇二一―一に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日欧協定通信端末機器等附属書第Ｂ部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等のうち欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・ＥＣを廃止し、無線機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年四月十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・五三・ＥＵ（以下「ＲＥ指令」という。）附属書３に係る業務（以下「附属書３の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Ｑ一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲をＲＥ指令附属書４に係る業務（以下「附属書４の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Ｑ一七〇二一―一に定める事項とする。

［ロ～チ　略］

リ　令第二条第九号に係る国外適合性評価事業　日本産業規格Ｑ一七〇六五及びＱ一七〇二一―一に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日英協定の相互承認に関する議定書（次号及び第十三条において「日英協定相互承認議定書」という。）通信端末機器等附属書第Ｂ部第二節の表の上欄第一号に掲げる関連法令等のうち二千十七年無線機器規則（ＳＩ二〇一七・一二〇六。以下「無線機器規則」という。）附則３に係る業務（以下「附則３の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Ｑ一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲を無線機器規則附則４に係る業務（以下「附則４の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Ｑ一七〇二一―一に定める事項とする。

ヌ　令第二条第十号に係る国外適合性評価事業　日本産業規格Ｑ一七〇六五に定める事項

ル　令第二条第十一号に係る国外適合性評価事業　日本産業規格Ｑ一七〇六五に定める事項

二　法第三条第一項の認定を受けようとする者が、イからルまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからルまでに定める技術上の要件を用いて適合性評価を実施するための技術的能力を有していること。

イ　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業　(1)及び(2)の事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を附属書３の業務に限定して認定を受けようとするときは(2)の事項とする。

改正前

（認定の申請）

第二条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　令別表第一の備考十一又は備考十二の適用を受けようとする場合は、第十九条又は第二十一条に規定する書類

（認定の基準）

第三条　［同上］

一　法第三条第三項第四号に掲げる事項が、イからチまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める事項を満たしていること。

イ　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｑ一七〇六五及びＱ一七〇二一―一に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日欧協定通信端末機器等附属書第Ｂ部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等のうち欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・ＥＣを廃止し、無線機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年四月十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・五三・ＥＵ（以下「ＲＥ指令」という。）附属書３に係る業務（以下「附属書３の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Ｑ一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲をＲＥ指令附属書４に係る業務（以下「附属書４の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本産業規格Ｑ一七〇二一―一に定める事項とする。

［ロ～チ　同上］

［新設］

［新設］

二　法第三条第一項の認定を受けようとする者が、イからチまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める技術上の要件を用いて適合性評価を実施するための技術的能力を有していること。

イ　［同上］